

ながの環境パートナーシップ会議会則

平成21年6月25日

改正 平成21年10月17日

一部改正 平成22年6月5日

一部改正 平成23年6月4日

一部改正 平成24年6月10日

一部改正 平成30年6月17日

一部改正 令和2年8月6日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、ながの環境パートナーシップ会議と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、長野市環境部環境保全温暖化対策課内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、長野市域における環境を保全するためのネットワークを築くとともに、地球規模の環境問題へ視野を広げ、地域から地球に広がる環境保全活動を推進することにより、良好な自然環境と生活環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「アジェンダ21ながの一環境行動計画」の推進
- (2) 環境保全に関する普及啓発
- (3) 環境保全活動を行う団体等の支援
- (4) 環境の保全と創造に関する提言
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会は、目的に賛同する市民及び団体並びに行政機関をもって構成する。

2 会員は、正会員及び本会の活動を支援する賛助会員とする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、会費を納入しなければならない。

- 2 会費は年会費とし、その金額は理事会でこれを定める。
- 3 既納の会費は、返還しない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この会則その他この会則に基づく規程に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上の期間にわたり履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

#### 第4章 役員

(役員を設置)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以内
  - (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち1人を代表理事とする。
  - 3 代表理事以外の理事のうち2人を副代表理事とする。

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、理事のうちの1人は、長野市環境部長の職にある者をもってあてる。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

(理事の職務及び権限)

第13条 理事は、理事会を構成し、この会則の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、この会則の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第14条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、幹事に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第16条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(顧問)

第17条 本会に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 代表理事の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること。

3 顧問の選任は、理事会において決議する。

4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない

## 第5章 総会

(種別)

第18条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第20条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会則の変更

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び収支予算

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他本会に関する重要な事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 総会員の10分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第22条 総会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項各号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁記録をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第24条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第26条 総会の議事は、この会則に別に規定するもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

(書面主義)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 災害等の緊急事態において、代表理事が必要と認め理事会が承認したときには、あらかじめ通知された事項について、正会員の過半数が書面をもって表決することで、総会が開催されたこととみなすことができる。

(議事録)

第28条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち1人以上は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職
- (3) その他本会の運営に関し必要な事項

(招集)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議をのべたときは、その限りでない。

(会議記録)

第33条 理事会の議事については、確認事項等を記載した会議記録を作成する。

## 第7章 プロジェクトチーム等

(プロジェクトチーム)

第34条 第4条に規定する事業を推進するため、プロジェクトチームを置くことができる。

- 2 プロジェクトチームは、希望する会員をもって構成する。
- 3 プロジェクトチームは、会議、ワークショップ、講演会、研修会の開催、事業化に向けた調査研究等の具体的な活動を実施する。

(プロジェクト実施会議)

第35条 第4条に定める事業を推進するため必要と認められる場合、プロジェクト実施会議を開催することができる。

- 2 プロジェクト実施会議は、プロジェクトチーム、長野市関係課、顧問等事業の推進に必要な者及び事務局又は理事をもって構成する。

## 第8章 事務局

(設置等)

第36条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、代表理事が任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、代表理事が別に定める。

## 第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 本会の資産は、次に掲げる事項をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第38条 資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の決議を経て代表理事が別に定める。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年の5月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代

表理事は、理事会の決議を経て、予算の成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を経て、通常総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 収支決算書
- (4) 収支決算書の附属明細書
- (5) 財産目録

第10章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第44条 この会則は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(財産の贈与)

第46条 本会が解散する場合には、総会の決議を経て、財産残額に相当する額の財産を、地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成21年10月17日から施行する。

(経過措置)

2 最初の総会は、ながの環境パートナーシップ会議会則（平成13年5月8日制定。以下「旧会則」という。）第4条第1項各号に規定する者が招集することができる。

3 この会則の施行の日前に旧会則の規定に基づく会員であったものは、第6条の規定に関わらず、本会の会員とする。

4 本会の会費は、平成22年5月31日までの間は、第7条第1項の規定にかかわらず、納入を要しない。

(役員任期の特例)

5 最初の総会で選任される幹事及び監事の任期は、第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成22年に開催される通常総会の終結の時までとする。

附 則

この会則は、平成21年10月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成 22 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 23 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 24 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 30 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 2 年 8 月 6 日から施行する。